# 令和6年(2024年)版

# 少年非行の概況



山口県警察本部

# もくじ

1 はじめに	-1-
2 非行少年の検挙・補導状況	
(1)全国	-2-
(2)山口県	-3-
(3) 少年の占める割合	-4-
3 刑法犯少年(山口県)	
(1)包括罪種別検挙・補導状況	-5-
(2) 学職別検挙・補導状況	-6-
(3) 凶悪犯・粗暴犯	-7-
(4) 窃盗犯	-8-
(5) 初発型非行	-9-
4 特別法犯少年(山口県)	
(1) 法令別検挙・補導状況	-10-
(2) 学職別検挙・補導状況	-11-
5 不良行為少年(山口県)	-12-
6 被害少年(山口県)	
(1)刑法犯被害少年	-13-
(2)福祉犯被害少年	-14-
7 ネット問題事案の現状	-15-
8 校内暴力事件の発生状況	-16-
9 児童虐待事案の推移	-17-
10 地域と歩む少年警察ボランティア	-18-
11 Let's チャレンジ! 少年セーフティリーダーズ	-19-
12 活躍中!少年安全サポーター	-19-
13 警察署別非行少年検挙・補導状況	-20-
14 薬物乱用防止活動の推進	-21-
15 おわりに	-21-

# 1 はじめに

# 令和5年中の少年非行情勢

令和5年中における全国の少年非行情勢は、刑法犯少年が2年連続して増加、特別法犯少年が3年ぶりに増加に転じています。

依然として、SNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移しているほか、犯罪実行者を募集する闇バイトへの加担や大麻等の薬物乱用等も目立っており、非行防止と被害防止の両面での対策が課題となっています。

山口県内では、刑法犯少年が2年連続して増加した一方で、特別法犯少年 は増減なく、非行少年全体では3年連続して増加しています。

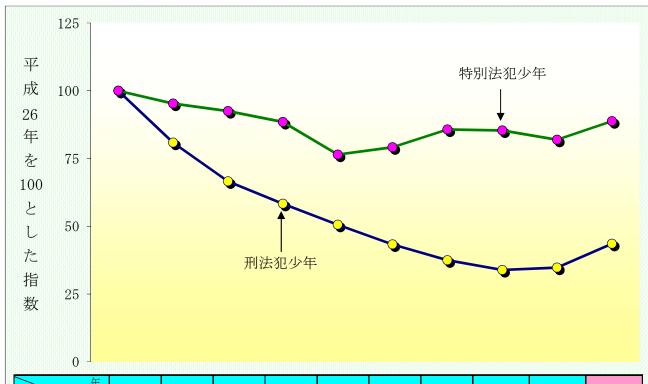


### この資料の用語の説明 20歳未満の者 犯 年 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年 年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年 法 少 触 性格、行状又は環境から判断し、将来罪を犯すおそれのある少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又 犯 少 年 非 少 年 行 良 行 為少 は他人の徳性を害する行為をしている少年 犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為により被害を受けた少年 害 刑法犯少年 犯罪・触法少年のうち、刑法に規定する罪で検挙・補導された少年 (交通事故に係る刑法の規定を除く) 犯罪・触法少年のうち、刑法及び道路交通法以外の法令に違反する行 特別法犯少年 為で検挙・補導された少年 検挙人員(警察において検挙した事件の被疑者の数)、補導人員(警 検挙・補導人員 察で触法少年として補導した人員) 凶悪犯(殺人、強盗、放火、不同意性交等)、粗暴犯(暴行・傷害、 凶悪犯·粗暴犯 脅迫、恐喝) 知能犯(詐欺、横領(占有離脱物横領を除く)等)、風俗犯(公然わ 知能犯·風俗犯 いせつ、不同意わいせつ等) 単純な動機から安易に行われることが多い、万引き、自転車盗、オー 初発型非行 トバイ盗、占有離脱物横領の総称 ※ 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で合計数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

# 2 非行少年の検挙・補導状況

# (1) 全国

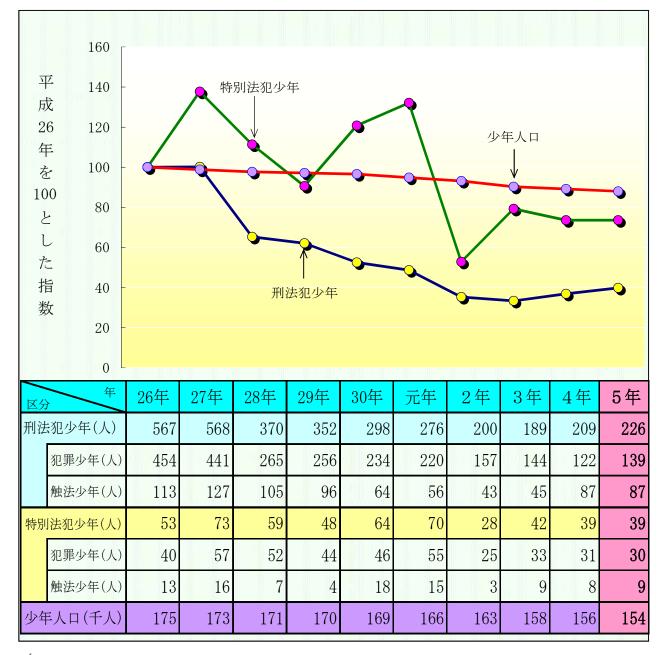
- 刑法犯少年は26,206人(前年比5,294人:25.3%増)で、 2年連続して増加しています。
- 特別法犯少年は5,789人(前年比446人:8.3%増)で、3年ぶりに増加に転じています。



区分	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
刑法	犯少年(人)	60, 207	48, 680	40, 103	35, 108	30, 458	26, 076	22, 552	20, 399	20, 912	26, 206
	犯罪少年(人)	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949
	触法少年(人)	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581	6,025	7,257
特別	法犯少年(人)	6, 521	6, 212	6, 031	5, 771	4, 987	5, 164	5, 591	5, 568	5, 343	5, 789
	犯罪少年(人)	5,720	5,412	5,288	5,041	4,354	4,557	5,022	4,940	4,639	5,033
	触法少年(人)	801	800	743	730	633	607	569	628	704	756

### (2) 山口県

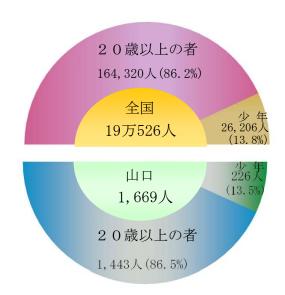
- 刑法犯少年は226人(前年比17人:8.1%増)で、2年連続して 増加しています。
- 特別法犯少年は39人(前年比0人)で、増減はありません。

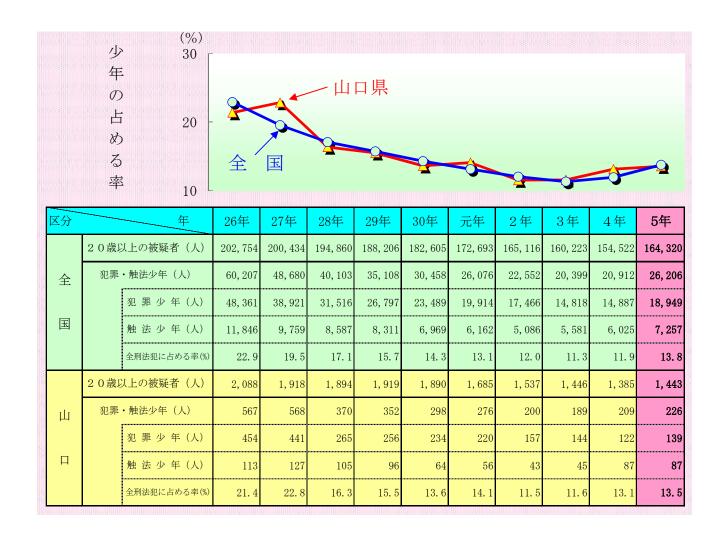


(注) 本表における少年人口は、6歳から19歳までの少年で、令和2年国勢調査に基づく推計人

# (3) 少年の占める割合

- 全国における刑法犯の検挙・ 補導人員(20歳以上の者を含む。)に占める少年の割合は、 13.8%となっています。
- 山口県における刑法犯の検挙・ 補導人員(20歳以上の者を含む。)に占める少年の割合は、 13.5%となっています。

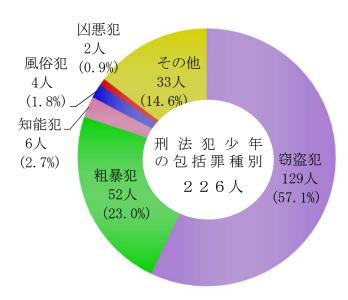




# 3 刑法犯少年(山口県)

# (1) 包括罪種別検挙·補導状況

刑法犯少年の包括罪種別検挙・補導状況は、窃盗犯が129人(57.1%)で最も多く、次いで、粗暴犯52人(23.0%)、知能犯6人(2.7%)の順となっています。



刑法犯少年の検挙・補導状況

	増減	検挙・補	甫導人員	増減数	増減率		
区分		令和5年	令和4年	りの数			
刑法犯少年(人)		226	209	17	8. 1		
	犯罪少年(人)	139	122	17	13.9		
	触法少年(人)	87	87		0.0		

包括罪種別検挙・補導状況の推移

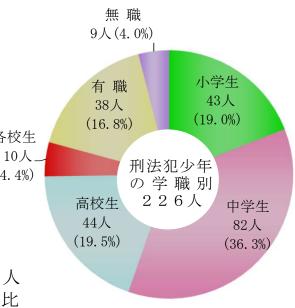
区分	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
刑法	去犯少年(人)	567	568	370	352	298	276	200	189	209	226
	凶悪犯(人)	7	11	6	6	9	2	5	4	6	2
	粗暴犯(人)	66	80	53	46	54	50	29	45	35	52
	窃盗犯(人)	348	321	212	211	167	148	122	93	113	129
	知能犯(人)	6	6	11	11	14	7	3	7	5	6
	風俗犯(人)	7	9	6	8	7	9	3	10	12	4
	その他(人)	133	141	82	70	47	60	38	30	38	33

# (2) 学職別検挙·補導状況

○ 学職別の検挙・補導人員は、 小学生 ~43人 中学生 ~82人 高校生 ~44人 各校生 ~10人 有職少年~38人 無職少年~9人

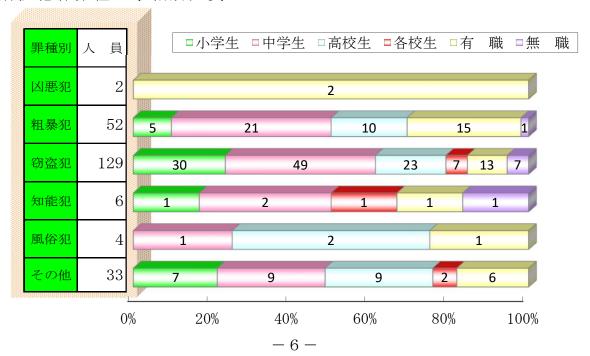
となっており、中学生が全体 の36.3%を占めています。

○ 14歳未満の触法少年が87人で、全体の38.5%(前年比3.1ポイント減)を占めています。



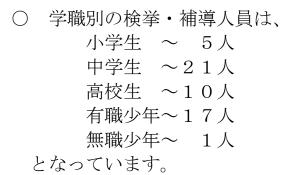


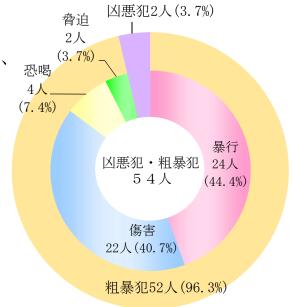
刑法犯各罪種の学職別人員



# (3) 凶悪犯・粗暴犯

- 凶悪犯・粗暴犯で検挙・補導した少年は54人で、前年に比べ 13人(31.7%)増加しています。
- 凶悪犯・粗暴犯のうち、暴行・傷害が全体の85.2%を占めています。

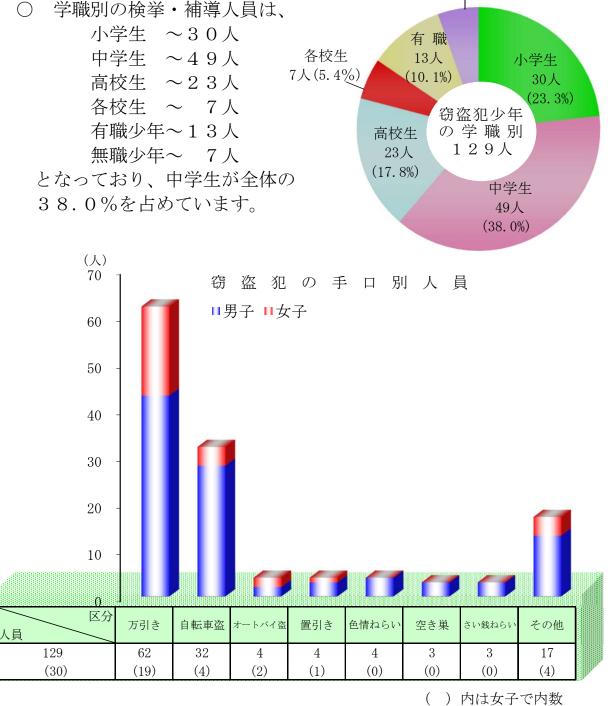






### (4) 窃盗犯

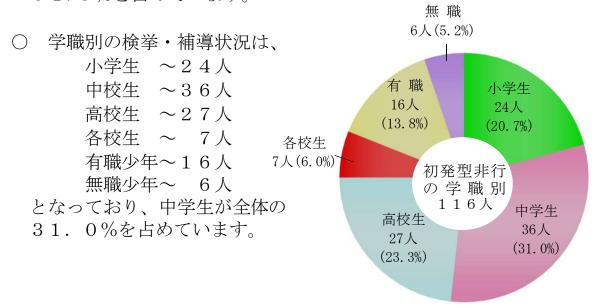
- 窃盗犯で検挙・補導した少年は129人で、前年に比べ16人 (14.2%) 増加しています。
- 窃盗犯の内訳は、万引きが62人で最も多く、全体の48.1% を占め、次いで、自転車盗が32人(24.8%)、オートバイ盗、 置引き及び色情ねらいが各4人(3.1%)の順となっています。

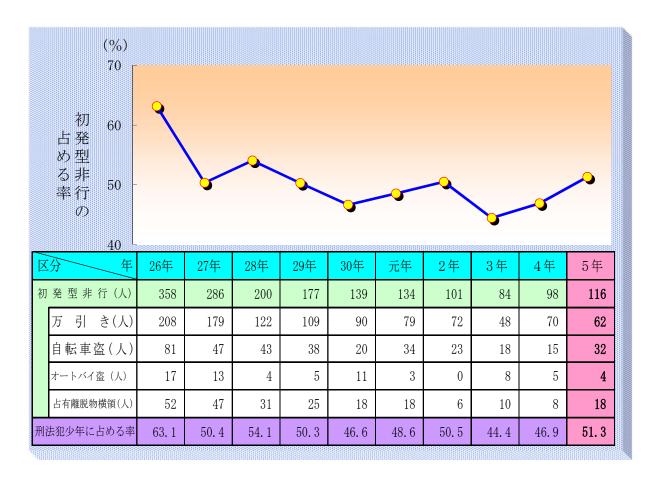


無 職7人(5.4%)

## (5) 初発型非行

○ 初発型非行(万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領) は116人(前年比18人:18.4%増)で、刑法犯少年(226人)の 51.3%を占めています。





# 4 特別法犯少年(山口県)

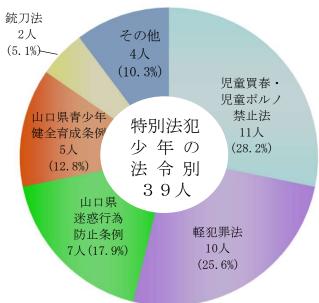
### (1) 法令別検挙・補導状況

○ 特別法犯少年の法令別検挙・補導状況は、児童買春・児童ポルノ 法

違反が11人(28.2%)で最も多く、次いで、軽犯罪法違反(爆発物

使用等の罪、火気乱用等)が10人(25.6%)、山口県迷惑行為防止条例違反が7人(17.9%)、山口県青少年健全育成条例違反が5人(12.8%)の順となっています。

○ 薬物乱用(覚醒剤使用等)は、平成22年以降、毒物及び劇物取 締



法令別等検挙・補導状況の推移

区分 年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
総数(人)	53	73	59	48	64	70	28	42	39	39
児 童 買 春 ・ 児童ポルノ禁止法 (人)	3	11	20	15	24	16	5	10	22	11
軽犯罪法(人)	38	48	20	12	23	33	7	14	4	10
山口県迷惑行為防止条例(人)	4	4	3	5	8	5	4	3	4	7
各県青少年保護育成条例(人)	2	1	1	3	2	5	4	3	2	5
銃 刀 法 (人)	1	2	1	1	1	6		5		2
廃棄物処理法(人)	3	5	8	4	2	3	3	1	3	1
薬物乱用(人)			1	1		1	1	1	1	1
そ の 他(人)	2	2	5	7	4	1	4	5	3	2

(注) 児童買春・児童ポルノ禁止法=児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰 並びに児童の保護等に関する法律

銃刀法=銃砲刀剣類所持等取締法

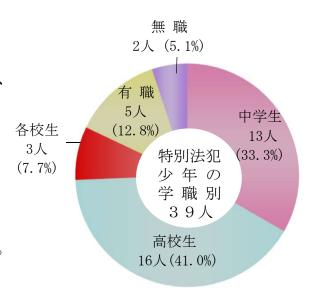
廃棄物処理法=廃棄物の処理及び清掃に関する法律

# (2) 学職別検挙・補導状況

○ 学職別の検挙・補導状況は、

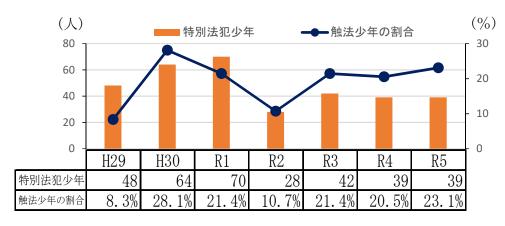
中学生~13人高校生~16人各校生~3人有職少年~5人無職少年~2人

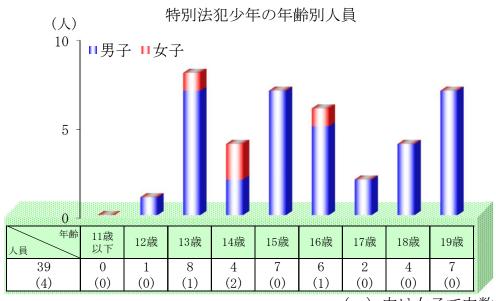
となっており、高校生が全体の41.0%を占めています。



○ 14歳未満の触法少年が9人で、全体の23.1%(前年比2.6 ポイント増)を占めています。

低年齢化の推移

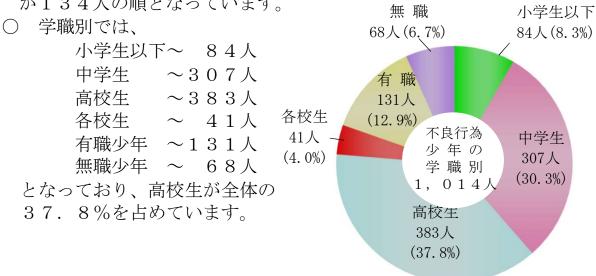


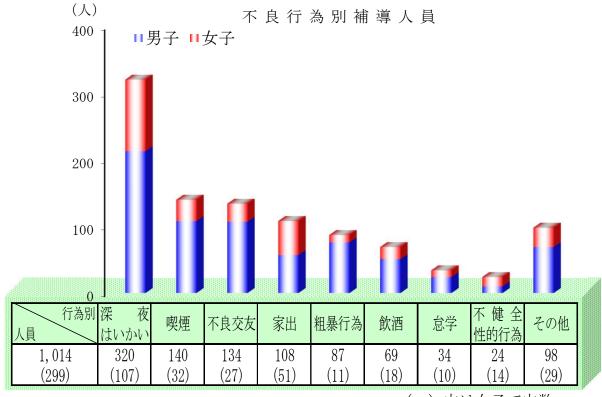


( )内は女子で内数

# 5 不良行為少年(山口県)

- 不良行為で補導した少年は1,014人で、前年に比べ228人(29.0%) 増加しています。
- 男女別では、男子が715人、女子が299人で、男子が全体の70.5%を占めています。



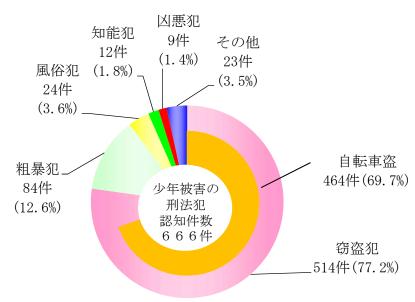


) 内は女子で内数

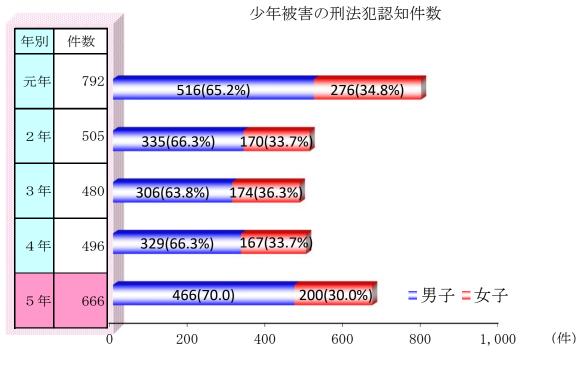
# 6 被害少年(山口県)

### (1) 刑法犯被害少年

- 少年が被害者となった刑法犯の認知件数は666件(前年比 170件:34.3%増)で、2年連続して増加しています。
- 包括罪種別では、窃盗犯被害が514件で最も多く、全体の77.2%を占め、次いで、粗暴犯被害84件(12.6%)、 風俗犯被害24件(3.6%)の順となっています。
- 窃盗犯被害の内訳については、自転車盗が464件で最も多く、全体の69.7%を占めています。

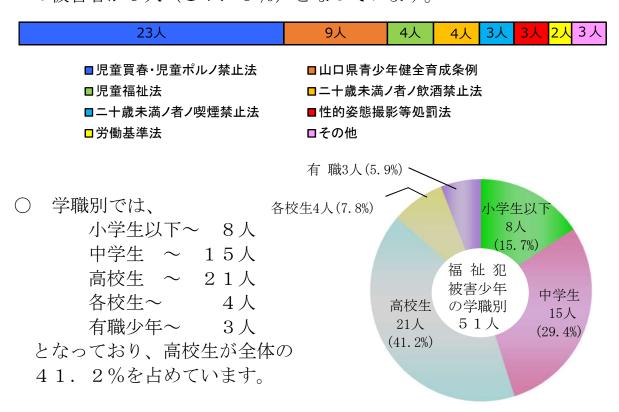


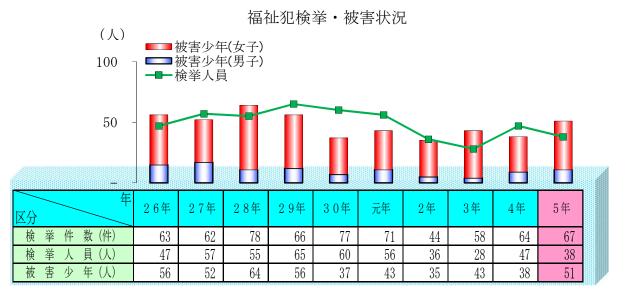
※ 一つの事件で数人の被害者がいる場合は、 主たる被害者の罪種に計上



# (2) 福祉犯被害少年

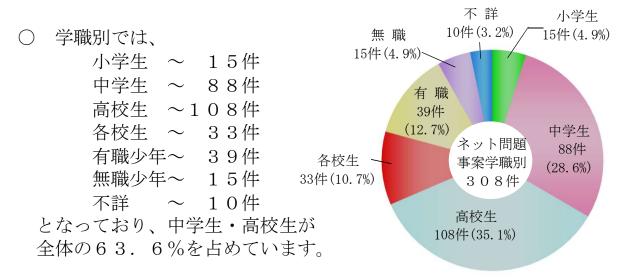
- 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、風営適正化法違反など、少年の福祉を害する犯罪による被害少年数は51人(前年比13人:34.2%増)で、2年ぶりに増加しました。
- 罪種別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被害者が23人(45.1%)で最も多く、次いで、山口県青少年健全育成条例違反の被害者が9人(17.6%)となっています。





# 7 ネット問題事案の現状

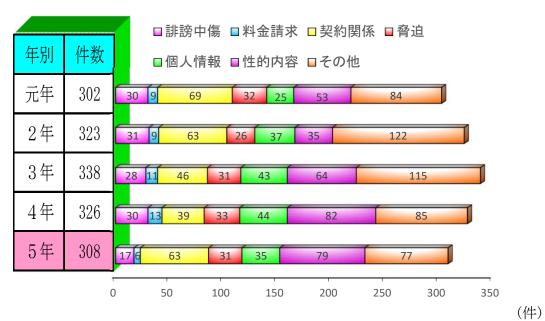
○ 少年のインターネット利用に伴うトラブル事案は308件(前年比 18件:5.5%減)で、高止まりの状態で推移しています。



○ このうち、スマートフォンなど携帯電話を利用したトラブルが263件で最も多く、全体の85.4%(前年比2.6ポイント減)を占めています。

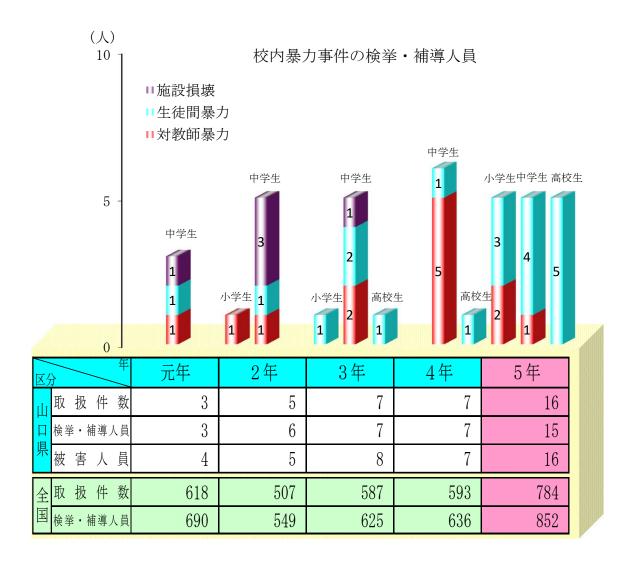


◎ ネット問題事案内容別



# 8 校内暴力事件の発生状況

- 県警察が取り扱った校内暴力事件は16件(前年比9件:128.6% 増)、検挙・補導人員は15人(前年比8人:114.3%増)で、 事件数、検挙・補導人員ともに増加しています。
- 検挙・補導人員を種別及び学職別に見ると、 教師に対する暴力 小学生2人、中学生1人 生徒間暴力 小学生3人、中学生4人、高校生5人 施設損壊 なし となっています。
- 全国の取扱件数は784件(前年比191件:32.2%増)で、検挙・ 補導人員は852人(前年比216人:34.0%増)となっています。



### 児童虐待事案の推移 9

県警察が児童虐待事案として児童相談所に通告した被害児童数は過去最多 の844人で、前年に比べ49人(6.2%)増加しており、高水準で推移し ています。



# ~児童虐待の種類~

児童虐待とは、保護者がその監護する児童(18歳未満の者)に対し、次に掲げる 4種類の行為をすることをいいます。

### ☆ 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること

### ☆ 怠慢・拒否(ネグレクト)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他 保護者としての監護を著しく怠ること

### ☆ 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

児童虐待は、一般的に家庭内等の外部から遮断された場所で行われる ため、被害児童の早期発見・保護が極めて困難です! 虐待を受けているおそれのある児童を発見したときは、最寄りの警察 署や交番、児童相談所などにご連絡ください!

県内の児童相談所は次の6か所です。

- 中央児童相談所 (083)902-2189
- 宇部児童相談所 (0836)39-7514
- 岩国児童相談所 (0827) 29-1513 下関児童相談所 (083) 223-3191
- 周南児童相談所 (0834)21-0554
- 萩 児童相談所 (0838)22-1150

また、児童相談所虐待対応ダイヤル【電話番号は189をダイヤル】では、24時間 お住まいの地域の児童相談所につながります(通話料無料)。

# 10 地域と歩む少年警察ボランティア

### 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

少年が非行に走る要因の一つとして、自己肯定 感や自己有用感の低下が挙げられますが、このこ とは家庭での手伝いやボランティア活動へ参加す るなどして克服することが可能です。

そこで、各地域では、少年警察ボランティアや 関係機関・団体が協力して、地域の特色を生かし た自然と触れ合う体験活動、駅や公園等の清掃奉 仕活動に取り組むなど、少年の非行防止と健全育 成を目的とした居場所づくりを行っています。





# 少年を見守る社会気運の醸成

県内では、約800人の少年警察ボランティアの方々が、少年の非行・被害防止のために少年の見守り活動を展開されています。

活動の内容は、街頭補導活動、少年相談 活動、被害少年に対する支援活動など多岐 にわたっています。

### 少年警察ボランティア

- ☆ 少年相談員 (全警察署)
  - 街頭補導、少年相談、有害環境浄化活動等
- ☆ 少年指導委員 (全警察署の少年相談員のうち59名が兼務) 少年の補導、風俗営業経営者に対する助言、広報啓発活動

### 青少年健全育成団体

○ カラオケスタジオ防犯協議会

営業所内での犯罪予防、自主規制による健全営業活動等

# 11 Let's チャレンジ!少年セーフティリーダーズ

県警察では、学校と連携して非行防止活動や健全育成活動を推進する 「少年セーフティリーダーズ活動」を展開しています。

令和5年中、延べ2,038人の中学生、高校生及び大学生が少年 セーフティリーダーズとして、万引き防止活動「C・C作戦」(チェッ ク&チェック作戦)や自転車安全点検、広報啓発活動等を116回実施 しました。

少年セーフティリーダーズは、同世代の少年の規範意識の高揚及び啓 発の推進役を担っています。

### 万引き防止活動



自転車安全点検



広報啓発活動



### 活躍中!少年安全サポーター 12

県下全域において、警察官のOBである 「少年安全サポーター」10人が、学校や 教育委員会、警察署、ボランティアと連携 協働して、問題行動のある児童生徒の立ち 直りに向けた指導や支援活動をはじめ、防 犯教室や非行防止教室での講話など、学校 における安全対策、非行防止対策等様々な 活動を推進しています。



### 【活動事例】

- 声掛け事案発生時における学校内外のパトロール
- 教室を抜け出すなど、問題行動を起こす児童生徒への指導 少年警察ボランティアと連携した少年の居場所づくり活動

# 13 警察署別非行少年検挙・補導状況

(令和5年中)

\ [	区分		刑	法	犯	少	年	(人	)		特別法	特別法犯少年(人)			
			包	括 狷	尾 種	別		総数	前年	増減	総数	前年	増減		
署別		凶悪犯		窃盗犯		風俗犯	その他				, , , , ,				
岩	国		6	10	1			17	22	$\triangle$ 5	4	6	$\triangle$	2	
柳	井		3	6			1	10	10		3	2		1	
光	Ć		4	4			1	9	1	8	1	4	$\triangle$	3	
下	松		4	5				9	4	5		2	$\triangle$	2	
周	南		4	12	1		1	18	10	8	3	4	$\triangle$	1	
防	府		9	19			3	31	17	14	1	2	$\triangle$	1	
山	П		3	15		1	4	23	27	$\triangle$ 4	3	1		2	
ЩΕ	南		2	7			1	10	8	2	1	2	$\triangle$	1	
宇	部		3	12	1	1	3	20	44	△ 24	5	7	Δ	2	
山小野	陽 爭田		3	6		1	3	13	5	8	2			2	
小	串			1				1	2	△ 1	1			1	
美	袮			1				1	7	△ 6					
長	門		3					3	2	1		2	Δ	2	
莉	芡		1	1		1		3	7	$\triangle$ 4		1	Δ	1	
下	関	1	7	27	3		16	54	27	27	13	4		9	
長	府	1		3				4	16	△ 12	2	2			
総	数	2	52	129	6	4	33	226			39				
前	年	6	35	113	5	12	38		209			39			
増	減	$\triangle$ 4	17	16	1	△ 8	<u>△</u> 5			17					

<sup>(</sup>注) △はマイナスを表す。

# 14 薬物乱用防止活動の推進

県警察では、山口県薬物乱用対策推進本部や関係機関と連携し、県内の学校において「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を開催しています。

また、開催校からの要請に応じて、各種イベント会場に薬物乱用防止広報車を派遣しています。

同車の派遣要請は、派遣場所を管轄する 警察署の生活安全課(係)を通じて行って ください。



# 15 おわりに

山口県内では、非行による少年の検挙・補導人員が3年連続して増加しており、より悪質な少年非行の入口といわれる初発型非行についても約2割増加しています。

また、SNS利用に起因したいじめや各種トラブル事案は後を絶たず、うそ電話詐欺や強盗等の犯罪実行者を募って敢行される「闇バイト」への加担や大麻等の薬物乱用、更には児童買春や児童ポルノ等の性的な被害など、少年を取り巻く問題は非行防止と被害防止の両面で多くの課題を抱えています。

こうした情勢を踏まえ、県警察では、少年警察ボランティアの方々や学校等の関係機関と一致協力し、少年に手を差し伸べ、厳しくも温かい目で少年を見守り、非行や犯罪被害を生まない社会づくりを推進していくこととしています。

今後とも、次代を担う少年の非行や犯罪被害の防止及び健全育成に 向けて、県民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いいたし ます。

> 令和6年7月 山口県警察本部 人身安全・少年課長

※ 令和6年4月1日から組織改編により「少年課」から「人身安全・少年課」に名称を 変更しています。